環境影響評価(環境アセスメント)に係るお知らせ

平成16年1月8日

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第22条第2項の規定に基づき、「仮称小倉D・E住宅建設計画」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

なお、条例見解書とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行 為者の見解を示したものです。

- 1 指定開発行為者 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 阿 部 孝 夫
- 2 指定開発行為の名称及び種類
- (1)名 称 仮称小倉D・E 住宅建設計画
- (2)種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為) 住宅団地の新設(第3種行為)

- 3 指定開発行為を実施する区域 川崎市幸区小倉901番地ほか
- 4 指定開発行為の目的及び内容
- (1)目 的 市営住宅の建て替えの新設
- (2)内容

アー開発区域面積	12,701m
イ 土地利用計画	
(ア)住棟	2 , 7 9 2 m²
(イ)駐車場	1 , 8 2 7 m²
(ウ)駐輪場	3 9 1 m²
(エ)ごみ置場	7 7 m²
(オ)プレイロット	3 5 1 m²
(カ)集会所	1 6 1 m²
(丰)緑化地	2 , 7 7 8 m²

(ク)通路、歩道等

(ケ)給水施設

2 , 0 2 0 m² 4 0 m²

ウ 建築計画

X	分	1号棟	2 号棟	3 号棟	4 号棟	集会所	合計
構	造		-				
階	数	3 階	5 階			1階	-
高	4	9.4m	15.0m	15.0m	15.0m	4.5m	-
建築面積		615 m²	990 m²	329 m²	466 m²	70 m²	2,470 m²
延べ	面積	1,600 m²	4,263 m²	1,400 m²	1,867 m²	70 m²	9,200 m²

(3)計画人口(計画戸数)

345人(147戸)

5 指定開発行為の施行期間

着工予定: 平成 1 7年 3月 完了予定: 平成 2 0年 3月

- 6 条例見解書の写しの縦覧期間、場所及び時間
- (1)期間

平成16年1月8日(木)から平成16年2月6日(金)まで

(2)場 所

幸区役所、幸区役所日吉出張所区役所及び本庁(環境局環境評価室)

(3)時間

午前8時30分から午後5時まで ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。